

国際憲法とガイドライン（訳文）

第 1 条 名称、モットー、本部及び法的地位 (NAME, MOTTO, HEADQUARTERS AND LEGAL STATUS)

第 1 項 この組織は、ワイズメンズクラブ国際協会 (The International Association of Y's Men's Clubs) と称し、そのモットーは「強い義務感を持とう 義務はすべての権利に伴う」(To acknowledge the duty that accompanies every right) である。

第 2 項 「ワイズメンズクラブ国際協会」の本部は、スイスのジュネーブに置かれる。

第 3 項 「ワイズメンズクラブ国際協会」が法人組織を有し、それ故スイス民法典第 60 条および関連条項に基づいて法人格を取得することを意図し、ここにそれを宣言する。

*ガイドライン

101 「ワイズメン・インターナショナル」(Y's Men International) の名称を使用してもかまわない。

102 國際名称が翻訳される場合は、YMCA またはそれを象徴する表示、またはその訳語を使用するものとする。

103 エムブレム（標章）は、次の要素で構成されるものとする。

- (1) 上方一辺に「International」の語を添えた赤色の三角形
- (2) 三角内に大きな青色の「Y」
- (3) 「Y」の上部に金色の星を置き、まわりに光芒をつける。

何らかの識別用の図ないしエムブレムが、ワイズメンズクラブ国際協会の表記との関連で使用される場合は、必ず上記エムブレムを併置させることとする。

第 2 条 約領と目的 (Purpose and Objectives)

第 1 項 ワイズメンズクラブ国際協会は、イエス・キリストの教えに基づき、相互理解と敬愛の思いに結ばれて、あらゆる信仰の人々が共に働く、世界的友好団体であり、YMCA に対する忠誠心と共にしつつ、活発な奉仕活動を通じて、リーダーシップを開発、助長、供給して、全人類の為よりよき世界を築くべく尽力するものである。

第 2 項 協会の目的は、次のとおりである。

- A. 世界中にわたり、ワイズメンズクラブを結成し、これの継続発展を力づけ励まし、これを育てる。
- B. すべての加盟クラブの諸活動を円滑ならしめ研修用諸資料を供給すると共に、血の通ったリーダーシップを開発する。

第 3 項 すべての加盟クラブの目的は、次のとおりである。

- A. まず第一に YMCA のためのサービスクラブとして活動する。
- B. その他にワイズメンにふさわしい団体を支援する。
- C. 市民的、国際的諸問題のただ中で、倦むことなく、一党一派に偏しない正義を追及する。
- D. 宗教的、市民的、経済的、社会的、国際的諸問題につき、会員達を啓発し、積極的にこれに参加連帶させる。
- E. 健全な交友関係をつくり出す。
- F. この協会の国際、地域、区の事業を支援する。

*ガイドライン

201 「イエス・キリストの教えに基づき」とは、ワイズメンは、イエス・キリストが教えられたことを受け入れることを意味し、また、イエス・キリストの教えをワイズメンが実際の行動に移すよう心掛けることを意味する。
イエス・キリストの教えは、ワイズメン全体の意志決定のため、クラブならびに国際協会の運営のため、さらにワイズメン個人の日々の生活のための、ガイドライン（指針）となるものである。

第 3 条 構成会員 (Membership)

第 1 項 この協会は、これに加盟するワイズメンズクラブ、ワイズウイメンズクラブ、ワイズメン アンド ウィメンズクラブまたは、Y サービスクラブをもって構成される。今後は、これらクラブを総称して「加盟クラブ」と称する。

第 2 項 各個クラブの会員は、男性のみ、女性のみ、またはその両者によって構成される。何人も、人種、信仰、皮膚の色または出身国の故に、会員の地位を拒まれることはない。加盟クラブの会員は、ワイズメンまたはワイズウイメンと呼ぶ。

第 3 項 ワイズメンズクラブ、YMCA および地域社会を支援するために、独自の活動や事業を計画、実行する、女性のみのワイズネットクラブを各クラブ、部、区、地域および国際レベルにおいて設けることができる。

第 4 項 書記長 (Secretary General) は、ワイズメンズクラブ国際協会の運動発展の為に貢献があった者に対し、それが過去のものであると現在のものであると問わず、国際会長の承認を経てこれを表彰し、これに「名誉会員」("Honorary" Membership) の地位を贈ることができる。

第 5 項 加盟クラブの存在しない地域社会に居住する者は、その区理事 (Regional Director) ならびに書記長に申し出て、その承認を得た上で、「広義会員」(Members-at-large) となることができる。

*ガイドライン

301 この協会の 1 単位として組織された少なくとも 3 名のグループは、クラブと称される。

302 各クラブは、少なくともその所在する都市、州または國の名をその名称に入れること。ただし 2 個以上のクラブが存在する地域社会では、各クラブは適当な識別名称を加えるものとする。

303 すべてのクラブ会員は、関連地区の YMCA の会員になることが望まれる。

- 304 世界 YMCA 同盟およびそれに加盟する各国の同盟との積極的な協力関係を保つために (1) ウィズメンズクラブ国際協会と世界 YMCA 同盟との間および (2) 各国内にあるいくつかの区とその国の YMCA 同盟または地方 YMCA 連盟との間で、それぞれ連絡を密接にするものとする。
- 305 ワイズメンズクラブを組織するための要件と権限は、各区ごとに作成し、実施するものとする。
- 306 区理事はクラブがいつ加盟申請の要件を備えるに至ったかを決めるものとし、この通知を書記長に行う。新クラブの最少会員数は 5 名とする。書記長は、新クラブを登録し、加盟認証状を発行するものとする。
- 307 区理事は、区役員会の承認のもとに、クラブがいつ廃止となるかを決めるものとし、その決定を書記長に通知するものとする。
- 308 加盟クラブの会員は、この協会の原理や目的に意図的に反する行動を取った場合、国際執行役員および国際書記長によって、利害の対立する関係者から直接または電子的媒体で十分聴聞した上で、選挙によるもの、指名によるもの、推薦によるものを探る。その不品行の重大さに応じて 1 年から 10 年の間、協会内のいかなる職務に就くことを禁じられることがある。
- 309 この協会の綱領や目的、ミッション、憲法などに違反する行動があった場合、ワイズメン国際協会紛争手続き委員会が、対応措置を取る。
- 310 広義会員は、国際議会の決定に基づいて毎年会費を支払う。広義会員は、ワイズメンズクラブ国際協会における票決権を有しない。

第 4 条 立法役員 (Legislative Officers)

- 第 1 項 この協会の立法権は、国際議会 (International Council) に委ねられる。
- 第 2 項 国際議会は 15 人の議員で構成する。各地域はこの議会に代表として 1 人の議員を選出する。他の 2 議席は「ガイドライン 414 (現憲法では 413)」の順番方式で選出された地域を異にする青年会員議員が占める。残りの議席は、地域の国際会費支払い済みの会員数が国際協会の全会員数のうちに占める割合に応じて地域間に配分される。ただし如何なる地域も青年会員議員を除く 3 議席以上を占めることはできない。
- 2013 年以降に選出された国際議員は 1 任期 2 年のみを務めるものとする。なお青年会員議員として 1 任期 2 年の任務を終了した後に 40 歳の年齢に達し、しかもその議席から最低 5 年を経過した後であれば、更に 2 年任期の 1 期のみ議員に就任することができるものとする。
- 第 3 項 各クラブは、選挙期日の 90 日前迄に、その地域選出の国際議会議員候補者 1 人の指名を、国際事務局および現地域代表国際議会議員に申し出ることができる。この候補者は、国際議会により定められた資格要件を満たさなければならない。地域は国際議会の承認を得て地域独自の資格要件を定めることができる。若手国際議会議員の資格に関しては、国際議会によってのみ定められる。国際事務局は、選挙期日 45 日前迄に各クラブに対し、指名委員会が当該地域会長と協議のうえ下した決定に基づいて、役職 1 つについて多くとも 3 名までの候補者を提示するものとし、その中、1 人は各クラブから最多数の指名票を得た者が含まれなければならない。国際レベル案件に対する投票権を有するクラブは、その地域から選出される国際議会議員 1 人につき 1 票の投票権を有する。投票締切日迄に国際事務局に到着した郵便投票の結果、各役職ごとの最高得票者をもってその役職の当選者とする。
- 第 4 項 国際議会は、毎年少なくとも 1 回開催される。その他にも国際会長の召集によって召集することができる。また、国際議会議員の 1 名が開催を要請し、かつ議会構成員または活動中の加盟クラブの少なくとも 20% が、書面によりこれを承認した時に、召集することができる。その他にも、活動中の加盟クラブの 20% の要請によっても開催を求めることができる。
- 第 5 項 国際議会の議事処理のため必要な定足数は 10 人とする。また、国際議会は、国際会長が提出した、または国際会長の承認を得て提出された議題に関しては、たとえその議題が事前に配布された議事日程に記載されていなくとも、郵便により議事処理を行なうことができる。
- 第 6 項 ICM (国際議員) が何らかの理由で職務が実行できない場合は、エリア・リーダーシップの決定で ICME (次期国際議員) が代行するか、または ICME (次期国際議員) が選ばれていない場合は IPICM (直前国際議員) が代行する。ICM (国際議員) が死亡、職務遂行不能または辞任の事態が生じた場合、ICME (次期国際議員) が自動的に ICM (国際議員) になるものとする。ICME (次期国際議員) が選ばれていない場合、ICM (国際議員) が第 3 項に沿って選ばれるまで、任務は、エリア・リーダーシップの決定で IPICM (直前国際議員) によって実行されるものとする。
- 第 7 項 国際会長は、国際議会の全ての会議の議長を務めるが、賛否同数のときに決定投票を行う場合を除いて票決権は有しないものとする。
- 第 8 項 次期国際会長 (International President-Elect)、直前国際会長 (Immediate Past International President)、国際会計 (International Treasurer) および書記長は、国際議会のすべての会議に列席するものとするが、投票権を有しない。会長が議長の職務を行使できない場合には、次期会長がその職務を代行する。
- 第 9 項 世界 YMCA 同盟は、国際議会に 1 人の公式代表を指名出席させる権利を有する。その代表は、4 年を超えない任期中、投票権無しで国際議会に出席する。

*ガイドライン

- 401 国際議会の機能は、次のとおりである。
- (1) 経常予算、BF 予算その他の国際予算の設定および承認
 - (2) 国際大会の開催地を決定し、企画作成について援助する。
 - (3) 新事業を開始させ、進行中の事業に対しては継続ないし促進をはかる。
 - (4) 国際協会の計画にあたるグループとして、短期的な目標ならびに長期目標に関して実施すべき案件を設定する。
 - (5) 国際憲法を継続的に検討する。
 - (6) 会員制度、資金管理、クラブ加盟認証状の発行ならびに回収、および役員と職員の責任事項に関してそれぞれの政策を検討する。
 - (7) 必要な国際協会の出版物の制作に関してガイドラインを定め、予算を設け、責任分担を決める。

- (8) 各区および指名委員により提出された氏名のなかから、次期国際会長および次期国際会計に選挙されるべき候補者を指名する。
- (9) 本憲法第2条の遂行のために、国際議会は、現実に生じた諸問題に対して立場の表明を行うことがある。緊急時において、この立場の表明は、国際議会で承認された立場の表明に関するガイドラインに基づいて、国際会長がワイズメンズクラブ国際協会を代表して行うことができる。
- 402 ワイズメンズクラブ国際協会は、8の地域、もしくは2011年7月1日に発効するこの憲法の規定に基づいて隨時新設・合併され得る数の地域によって構成される。国際議会に代表を送る8の地域は、次のとおりである。
- (1) アフリカ —— アフリカ大陸および周辺諸島にある全ての国。
 - (2) アジア太平洋 —— 旧ソビエト連邦の東と南の端をもって境界とする。ただし韓国とインドは含まないが、南太平洋地域、オーストラリア、ニュージーランドおよび周辺諸島を含める。
 - (3) カナダ／カリブ海諸国 —— カナダの全州およびその領有地とカリブ海諸島の全ての国。
 - (4) ヨーロッパ —— 西は大西洋を境界とし、東は旧ソビエト連邦西部境界に至るものとし、中東地域にある諸国を含める。ただし、この地域については後日、別に規定する。
 - (5) インド —— インドの全部の州および準州ならびにペルシア湾とオマーン湾に接するアラビア半島内のすべての国と地域。
 - (6) 韓国 —— 韓国の全州およびその領有地。
 - (7) ラテンアメリカ —— メキシコおよび中南米にある全ての国。
 - (8) アメリカ合衆国 —— アメリカ全州およびその領有地。
- 403 各地域の国際議会に選出する議員数の決定は、毎奇数年に計算され、その年の6月30日時点で国際事務局が把握している直近過去4回の半期報告の会費支払会員数の平均に基づく。しかしながら上記第2項により、いずれかの地域の議席数が増加される場合は、国際議会の現議員の任期が切れる時にはじめて割当てられるものとする。
- 404 各地域の国際議会に選出する議員数の算出に用いる数学方式は、ドント方式である。この方式の説明書は、請求すれば国際事務局から入手できる。
- 405 立法年度は7月1日に始まり、6月30日に終了するものとする。
- 406 国際議会および（次項の）年央会議の議事録は、会議後30日以内に各区理事に送達される。区理事は、この情報をクラブに伝達すること。変更および追加事項はその後30日以内に区理事に送達されるものとする。
- 407 国際議会は、国際協会の活動を検討し計画を立てる目的で毎年1月に年央会議と呼ばれる会合を催し、その会議に国際議会と同等の効力があることを認める。年央会議を構成する者は、国際会長、次期国際会長、直前国際会長および書記長とし、さらに経費の点で理由が成り立ちかつ予算が許せば、国際会計ならびに次期地域会長も加えるものとする。ただし後者については、国際会長が必要と認めるときは、現地域会長をもって代える。国際議会によって特定事項に関し特別の権限を与えられていない限りは、立法上の決定は、一切この会議により行われることはない。開催地は、執行役員と協議の上、国際会長により選定される。ただし、これには経費、会議の特別な目標案件、前回までの会議ならびに当時の国際大会の開催地のことを考慮に入れることとする。
- 408 地域憲法または地域ガイドラインは、国際憲法に矛盾抵触するものであってはならない。もし矛盾抵触する場合は、地域憲法または地域ガイドライン中の矛盾抵触をきたしている部分は、無効として扱われ、国際憲法が優先される。これら憲法またはガイドラインおよびその修正条文は、すべて国際議会に提出して承認を求めねばならない。
- 409 クラブが国際レベルの案件に対する投票権を持つためには、クラブは、9月30日以前にガイドライン410に定められた通りに活動中であり、直前3半期において最小限15名の会員を有しており、かつ国際本部に会長について定められた詳細が記録されていなければならない。これらの条件の一つでも満たさないクラブは、その年の国際選挙権を失う。例外的に、2020/21年の場合、この期限は11月30日まで延長される。
- 410 クラブが活動中 (in good standing) であるとは、報告済みの会員数の100%分の区会費、地域会費ならびに国際会費を、直近の過去3半期を通して支払ったクラブを意味する。「活動中」のクラブという地位からの除外の要求を添付し、地域および区から該当クラブが「活動中」ではないとの連絡が、毎年12月1日までに、国際事務局に入らない限り、地域会費と区会費は予定通りに支払うものとみなされる。新しくチャーターしたクラブは、少なくとも2半期存続し、その間、上記のすべての会費を、報告済みの会員数の100%分支払った場合において、国際投票の資格を有することとなる。
- 411 (12月31日現在) チャーター後少なくとも25年が経過しており、会員数が5名から14名のクラブについては、国際選挙の投票のみを目的とし、ガイドライン409での最少必要会員数規定の免除の要求を区理事（写しを国際事務局）に対して提出することができる。この要求を区理事は9月30日までに受領しなければならず、また、当該クラブが積極的に会員数を増やす努力をしていることを証し、また直近3半期の会員数を明示しなければならない。当該区理事は是認した全ての要求を国際事務局に（個別でも全体をまとめてでも）10月15日までに届くように（写しを地域会長）送らなければならない。国際執行役員の決定を条件として、当該クラブは、決定の通知を待たずに投票をすることができる。当該区理事は、後に、もし要求が却下された場合は、その理由説明とともに決定の通知を受ける。例外的に、2020/21年の場合、免除の要求を区理事（写しを国際事務局）に提出する期限を、11月15日まで延長し、当該区理事が是認したすべての要求を（個別でも全体をまとめてでも）国際事務局に送る（写しを地域会長）期限を、11月30日まで延長する。
- 412 国際レベルのいかなる役職の候補者またはいかなるクラブ、集団、関係者も、候補者の当選の可能性を増大させるために書簡、印刷物および他の影響を及ぼしうる通信を送ることにより候補者のために役職獲得のための選挙運動を行うことは許されない。もし違反が報告された場合、指名委員会は、その報告を調査、確認の上、その候補者を失格させる権利を有する。
- 413 国際議会議員の選挙において、同数得票になった場合、当該地域の地域会長が任命した委員会が決定票を投げる。
- 414 国際議会の青年会員議員は、個々の地域のクラブによる指名を受けた青年会員が、選挙によりその地域のクラブから選出される。ここでいう青年会員とは26歳から39歳までの会員である。この青年会員議席の地域配分順序は次の通り、インド、ヨーロッパ、韓国、アジア、アメリカ合衆国、カナダ／カリブ海、ラテン アメリカ、南太平洋、アフリカの順番とし、その議席

就任期間は2年1任期のみとする。ただし、2014/2015年度の国際選挙で選出されるインド地域の青年会員議席は3年1任期とする。また、該当する地域順序の時に候補者指名ができない地域がある場合は、その次の配分順序の地域に振り替えられる。国際議会において、地域選出の青年会員議席は、如何なる地域においても、1議席を超えることはできない。

415 複数議席の権利を有した地域では、地域憲法で承認された公平な方法で地域内の配分順序の区から選出される。

第5条 行政役員 (Administrative Officers)

第1項

- A. この協会の選挙による行政役員は、国際会長、次期国際会長、直前国際会長、国際会計および国際議員である地域会長とする。
- B. 地域会長は、各地域が定める手順によって選出される。各地域は、その憲法の中で青年国際議会議員となった者の次期地域会長の役職に関する被選挙権を定める。
- C. 国際議会に1議席しか有しない地域においては、その議席は、地域会長を務めることとなる国際議会議員選出者が占めることとする。2議席以上有する地域においては、次期地域会長は、在職中の地域国際議会議員の中からそれぞれの地域会長任期ごとに選出されなければならない。いずれの場合も、その任期前1年間を次期地域会長として務められるように事前に選出されなければならない。
- D. 各区は、区理事 (Regional Director) 1人をおく。区が必要とするその他の区役員、部役員の他、区以下のレベルの諸役員をおくことができる。すべてこれらの役員は、それぞれの区、部、その他定められた区以下のレベルを単位として選出され、その任期はそれぞれの憲法（定款）とガイドラインが定めるものとする。

第2項

- A. 国際議会は、区および指名委員会により提示された氏名の中から少なくとも2人、多くとも3人の候補者を任期1年の次期国際会長職に、同時に少なくとも1人の候補者を次期国際会計職に指名する。後者は、任期3年の国際会計となるべき者である。そして、これらの者は、国際的な事案に対する投票権を有しているクラブの会員でなければならない。各区はそれぞれの役職につき1人の氏名を、自区または他のどの区からでも提示する権利を有する。指名委員会は、国際会長、次期国際会長、直前国際会長およびこの3名の執行役員によって代表されない他地域の中から1年ごとに国際議会が任命する2名から構成されるものとする。
- B. 次期国際会長および次期国際会計は、正式に加盟登録がなされ、かつ国際レベルの案件に対する投票権を有する加盟クラブの郵便投票によって選出される。投票は、国際議会での候補者指名の通知が各登録クラブ会長に送付された日から数えて45日目をもって締切られ、その結果、最高得票数を得た候補者が当選者となる。各クラブは、1役職につき、1票の投票権を有する。次期国際会長、次期国際会計および国際議員の選挙は、同時に行われる。
- C. 国際会長、次期国際会長および国際会計は、それぞれの任期中には、選挙による他の一切の協会役職に就くことができない。
- D. 次期国際会長が職務遂行不能となった場合もしくは次期国際会長が現国際会長の死亡、職務遂行不能、解任または辞任の理由で国際会長に就任した場合には、指名委員会は、各区に対して2人ないし3人の候補者を提示して新しい次期国際会長が選挙できるようにする。各区からの投票が送られて来るまでに30日間の期間を設ける。
- E. 次期国際会長は、現国際会長の1年の任期の終了に伴い、または同国際会長の死亡、職務遂行不能もしくは辞任の場合に、自動的にこの協会の国際会長となる。もし次期会長が前の会長の死亡、職務遂行不能または辞任の理由で会長職を6カ月未満務める場合には、本人および新たに指名された次期会長は、自動的にさらに1年間その役職を続ける。
- F. 国際会計は、再選されるために候補者として指名を受けることはできるが、この任期3年の職に連続2期を超えて就くことはできない。
- G. 次期国際会計は、現在の会計の在職期限の満了または、国際会計の死亡、職務遂行不能または辞任の事態が生じた場合、自動的に国際会計になるものとする。次期国際会計が選ばれていない場合、国際会計の任務は、新しい国際会計が選ばれるまで次期国際会長が代行する。

第3項

- A. 国際会長は、国際議会のすべての会議において議長となり、協会の事業と活動を統括すると共に、一般にこの役目の者が果すべき一切の職務を遂行せねばならない。
- B. 国際会長が欠員または職務遂行不可能となり任務を果たせなくなった場合は、次期国際会長がその任務を遂行し、国際会長と同じ権限をもつものとする。国際会計が欠員または職務遂行不能となり任務を果たせなくなり、しかも次期国際会計が選ばれていない場合は、次期国際会長が任務を遂行するものとする。国際会計の死亡、職務遂行不可能または辞任の場合は、国際会計が選出されるまで次期国際会長がその任務を遂行するものとする。
- C. 国際会計は、この協会の会計勘定に、預入・支出される資金の一切について、書記長より報告を受ける。国際会計は、厳密な項目勘定が守られ、かつ記録されていることを確認する義務を有し、その他、この役目が通常果すべき一切の職務を遂行する。国際会計は、国際会長の指揮を受ける。
- D. 次期国際会計は、現国際会計が欠員または職務遂行不可能となり任務を果たせなくなった場合は、その任務を遂行する。
- E. 地域会長は、それぞれの地域にある各区の円滑なる協力関係を推進する責任を負い、1年に2回、その地域の現況と動向を、国際会長に報告する。地域会長は、その地域に地域事務所 (Area Office) がある場合には、その事務所を通じて職務を行う。
- F. 区理事は、その区の運営実務者であり、その取りまとめ役でもあり、区内の一般行政ならびに財政につき責任をもつ。区理事は、その所属する地域の地域会長の指揮を受ける。

第4項

- A. 国際会長および国際議会の要請による国際協会の特別な役職は、国際議会の承認を条件として、国際会長および次期国際会長によって、それぞれの任期中の役職として任命される。
- B. 書記長は、国際会計補佐の職務を行うものとする。

*ガイドライン

- 501 地域に国際議員が1人しかいない場合は、その国際議員が地域会長となる。
- 502 次期国際会計 (International Treasurer-Elect) は、その職にあって1年間の任期を過ごせるように時期を定めて選出されるものとする。次期国際会計は、国際会長が適当と判断する国際的な会議に出席招請を受けることがある。ただし、これについては費用などを考慮の上、決めるものとする。
- 503 次期国際会長または次期国際会計の選挙において票数が同数の場合は、国際議会が決定票を投げる。
- 504 ガイドライン 409、410 および 411 は第5条にも適用される。
- 505 「国際執行役員」または「IEOs」という用語は、国際会長、次期国際会長、直前国際会長および国際会計による集団としての職務をいう。

第 6 条 専従役職員 (Employed Officers)

- 第1項 この協会の専従役職員とは、協会に対する役務提供により、給与を支払われるべき書記長および副書記長 (Associate Secretaries General) を言う。
- 第2項 書記長は、国際議会により任用される。副書記長は、書記長の推せんにより、国際議会により任用される。他のすべての職員は、国際議会により定められる方針に従って書記長および副書記長により任用される。

*ガイドライン

- 601 書記長の職務、責任の範囲、執務基準は、この役職のための職務規定に詳しく記述され、同時にこの規定は協会の人事方針の一部としておさめておくものとする。時々この内容は人事委員会によって現在の書記長と協議しつつ審査を受けるものとし、変更事項はすべて国際議会の承認を得なければならない。
- 602 副書記長その他の職員の職務、責任範囲および執務基準は、それぞれの職務規定に的確に記述され、監督上司との交渉の上、決定される。この内容も、また全ての協会の人事方針に記録されねばならない。
- 603 人事方針、雇用職員ごとにその監督上司との交渉を通して作成される年間職務基準および職員給与計画は、人事実働委員会または人事委員会によって毎年必ず再検討されるものとする。書記長は、国際議会に直接責任を負う。副書記長その他の職員は、書記長に責任を負い、定められた方針の範囲内で考課と報酬を受ける。

第 7 条 役職の空席 (Vacancies in Office)

- 第1項 国際役員または国際議員に不正行為または職務怠慢がある時は、国際議員総数の少なくとも4分の3以上が郵便投票、または通常議会において賛成票を投げれば、役職を解任される。この手続は、国際会長によって認められる。もしこの種の手続が国際会長職に関するものである時は、少なくとも、異なる地域から選出された4人の国際議員が署名した提案が必要となる。国際事務局から投票用紙に添えて書類が発送されるが、これには提案理由、解職手続の詳細および、もし当人が公表を希望して提出するなら、関係者のコメントを含める。

*ガイドライン

- 701 死亡、辞任、職務遂行不能のため次々期国際会長が万一空席となった場合には、次の手順が適用される。指名委員会は、新しい次々期国際会長を選出するために、2ないし3名の候補者を区に提示する。区は、投票に30日間の猶予を与えられる。

第 8 条 事務所 (Offices)

- 第1項 国際事務局 (International Office) は、地域事務所の事務の円滑なる連絡調整のために維持運営され、あわせて地域事務所のない地域を受持つ。
- 第2項 地域事務所は、その地域において、国際協会の働きを推進・維持するために、地域または地域内の区の要請を受け、国際議会の承認を経て、これを設置することができる。
- 第3項 地域事務所の設置を要請する際の基準としては、最低3カ年間の運営計画案とともに、下記諸項目が明示されていなければならない。
- A. 必要とする運営職員の構成
 - B. 事務所運営収支予算の具体案
 - C. 受持つべき地域の範囲

第 9 条 財政 (Finance)

- 第1項 国際議会は、この協会の国際運営予算を満たすために、各区が負担すべき人頭割の均等分担金を、郵便投票に応答した区の単純過半数の賛成を得て決定する。
- 国際議会は、自らの判断で、いずれかのクラブ、区および地域に対して人頭割均等分担金額に達しない支払いを許すことがある。ただしこれは1年ごとに検討し直すこととする。
- 第2項 各区は、自区の財政について責任を負うと共に、
- A. 国際会費、地域会費および区会費の全てを徴収する。
 - B. 協会経費にあてるべき各区分担金を、本条第1項の規定により、国際事務局またはその地域事務所に半年単位で支払う。
 - C. 国際協会および区が要求するすべての報告書を各クラブから受理すると共に、国際協会が要求する報告書を国際事務局またはそれぞれの地域事務所に回送する。
- 第3項 会計年度は、国際議会によって定められる。

第 4 項 区は、第 2 項にあげた責任を、地域事務所、または国際事務局に委託することができる。ただし、地域または区と国際議会との間の責任受託に関する協定に待たねばならない。

*ガイドライン

- 901 2013 年から会計年度は 7 月 1 日から 6 月 30 日とする。
- 902 国際議会は、毎年、国際協会により運営される全ての会計とファンドに関しての予算と決算に承認を与えるものとする。これには収入と支出が含まれるものとする。
- 903 プラザーフッド資金の運営は、現行プラザーフッド資金運用方針に準拠するものとする。
- 904 それぞれの地域および区は、国際予算に対する負担金、その他の運営上必要とされる資金を得るために、地域会費および区費の制度やその他の方法を決めるものとする。18 カ月にわたってクラブが国際会費、地域会費または区費を支払わない時は、そのクラブの加盟認証は失効する。
- 905 区は、毎年 2 月 1 日および 8 月 1 日付報告の全会員数分の国際会費ならびに地域会費を支払う。
- 906 定められた支出以外の財政支出については、国際執行役員会の決定を得た国際会長から、または国際議会議員からの動議により、国際議会での投票または郵便投票による単純過半数で、国際議会が決定するものとする。

第 10 条 大会 (Conventions)

第 1 項 国際大会の開催と、その開発、計画および実行は、国際議会の指導と管理のもとでなされる。国際議会は、この権限を他に委託することもできる。

*ガイドライン

- 1001 国際大会は、代表として出席する会員に対し、情報を広め、体験をわかつ合い、啓発と精神的活性化を与える機会を設けるものとする。同時に国際議会に対しては、検討を行い実行に移すべき提案と推奨がなされる場もある。国際大会の準備および開催は、原則として公式の国際大会マニュアルに準拠するものとする。
- 1002 国際議会は、国際大会の開催日の少なくとも 3 年前に大会開催地を選ぶこととする。
- 1003 国際大会が行われる少なくとも 2 年前に国際大会委員会が国際会長から任命される。この任命には国際議会の承認が必要である。この委員会には少なくとも当該大会の委員長、次回大会の委員長が任命され次第その委員長、大会実行委員長、国際会計および書記長が構成員に含まれる。国際大会委員会は、プログラムの実行、テーマ、講演者の選考、財政上の管理と事後報告の責任を負う。

第 11 条 区 (Regions)

第 1 項 国際議会は、協会の諸活動に適切に役立ち、かつこれを円滑に協力してゆくために必要と見なされる場合には、必要数だけ区を設置する。区の境界線の変更は、これに関係する複数の区との協議を経た上においてのみ実施することができる。

第 2 項 各区は、自区の組織について責任をもち、区内におけるすべての事務を取り扱う。

第 3 項 各区は、定款 (Regional Constitutions) を制定する。区定款は、国際憲法に矛盾抵触するものであってはならない。区定款および一切の修正事項は、国際議会に提出して承認を求めるべきである。

*ガイドライン

- 1101 区は、下記項目について、責任と権限をもつものとする。
 - A. 他区の名称と調整の上で、自区の区の名称を選定する。区の名称の重複は、認められない。
 - B. 区大会を企画し運営する。
 - C. 区理事を選出する。区理事は、自区の所属する地域会長に対し、連絡主任者となる。
 - D. 必要に応じて区を更に小分すること。
- 1102 区理事の研修は、書記長もしくは書記長の雇用職員または書記長から委任を受けた者によって実施してよい。
- 1103 現行の区の確定または改編に際しては、地理、言語、文化、人種、財政など、関係する側面すべてについて十分に検討を加えるものとする。これは国際協会の目的を達成し、継続して行くために必要である。原則として、区は、少なくとも 15 クラブ、会員総数 300 名以上をもって構成すべきである。
- 1104 現在の区に含まれていない国にエクステンションを行う場合、その国が存在する地域議会は、エクステンション業務を適切に責任分担させなければならない。地域の境界について検討が行われているが、ヨーロッパ地域は、大西洋とウラル山脈に挟まれる地域の全ての国をその責任範囲とする。新しい国に新クラブを設立する時は、国際議会は、関係する地域および区と協議の上、第 11 条第 1 項に従い現行区の境界線を変えるものとする。

第 12 条 署名者 (Signatories)

第 1 項 ワイズメンズクラブ国際協会は、選挙による国際役員および職員の署名およびその署名を行う局面に拘束される。署名者と署名の局面は、必要に応じて国際議会が規定するものとする。

*ガイドライン

- 1201 ワイズメンズクラブ国際協会のすべての財務処理には以下の 5 名の指定署名人のうちのいずれか 2 名の署名を必要とする。
国際会長 国際会計 書記長 副書記長 書記長により指名された職員 1 名

第 13 条 解 散 (Dissolution)

- 第 1 項 ワイズメンズクラブ国際協会は、国際議会（国際議会の定足数は定めている）の会合においてのみ、またその会合に出席し投票する議員の少なくとも 4 分の 3 がその解散を提案する決議案に賛成の記名投票を行なった場合にのみ、解散することができる。その提案は、次に、正式に加盟し活動中のクラブの 4 分の 3 が郵便投票で賛成票を投票することを必要とする。
- 第 2 項 ワイズメンズクラブ国際協会の解散決議案は、書面をもって国際議会に提出されない限り、受理されない。議案の告知は、解散決議案の完全な写しと、もしわかっている場合には、決議案が議論される国際議会の月日を含むものとする。選択された国際議会は、告知日から少なくとも 10 ヶ月後でなければならない。
- 第 3 項 解散決議案成立に伴い、構成員（地域会長と当該期間の国際議会の再任可能な代理人）および国際会長を「管財人」の役目を果す者（以下「管財人」と称する）として指名しなければならない。本条第 1 項の規定に従って解散が可決された場合は、協会の財産および基金は、これらの管財人により、5 年間を限度として管理されるものとする。管財人の人数は、当初確定したまま一定に保たれ、管財人は、代理人を任命する権限を有する。
- 第 4 項 協会が解散した場合は、管財人は、すべての手に入る財産と基金を、同様に公益を追求し、免税措置の資格のある非営利団体または協会に分配する。もし、このような条件に合致するのであれば、世界 YMCA 同盟を（財産と基金の）受入団体として指定する。協会の基金および財産は、一部であれ全体であれ、いかなる時も、いかなる方法によっても、決して設立者や構成員に払い戻されたり、彼らの利益のために使用されたりしてはならない。
- 第 5 項 このように解散した後は、協会の以前の構成員（加盟クラブ）または協会のいかなる構成団体の以前の構成員も、管財人が下した決定、行動に関するいかなる国においても、いかなる訴訟や要求を行なう権利をもたない。

第 14 条 改 正 (Amendment)

この憲法の改正は、国際議会での秘密投票により 3 分の 2 の賛成票が得られ、かつ、活動中でガイドライン 409 および 410 で規定されているように国際的な事案に対する投票権を有するクラブの郵便投票により 3 分の 2 の賛成票を得られた場合に成立する。

*ガイドライン

- 1401 ガイドラインは、国際議会のどの会議に於いても、議決権を行使しうる出席国際議員数の単純過半数による賛成投票を以って改正することができる。
- 1402 国際議会は、提案した改正事項に対する賛否の応答の締切日を設定する。
- 1403 国際憲法改正の通知は、次の国際議会の遅くとも 90 日前までに、改正しようとする特定の条項または箇所を提示したものを書記長宛に書面にて提出されなければならない。それと共に改正の意図を述べたものも提出されなければならない。
- 1404 国際憲法の改正に繋がる動議は、異なる地域の国際議員によってそれぞれ提案、支持されなければならない。また、ガイドラインの改正案が他の条文と整合しているか、または他の条文にどのような影響があるかについて、事前に国際憲法審査委員会にアドバイスを求める。国際議会開催中であれば出来れば国際憲法審査委員会あるいは国際憲法に精通した議員または国際憲法に精通した人からのアドバイスを受けて審査する。
- 1405 国際議会で秘密投票を実施する必要がある場合は二重封印封筒システムまたは電子認証方式（インターネットベースで保護された選挙システム）で実施する。

1974年 3月	本 文	ワイズメンズクラブ国際憲法邦訳委員会訳
1982年 3月	ガイ ド ラ イ ン	文献サービス事業委員会訳
1983年 4月	1982年改正部分	文献サービス邦訳委員 生地幸雄訳 文献サービス会事業委員会監修
1985年 7月	1983・84年改正部分	理事 青木一芳訳
1988年 6月	1987年9月改正部分	文献サービス邦訳委員 生地幸雄訳
1991年 6月	1989年11月改正部分	国際議員 山川一郎訳
1992年 4月	1991年改正部分	国際議員 山川一郎訳
1993年 6月	1992年改正部分	文献サービス委員長 村野 繁訳
1995年 6月	1994年改正部分	村野 繁訳
1998年 7月	1997年改正部分	奈良昭彦訳
2000年 4月	2000年改正部分	中田靖泰訳(東日本区) 文献委員長 重村利幸(東日本区)一部修文
2002年 5月	2002年改正部分	中田靖泰(東日本区)・山川一郎訳
2004年 5月	2004年改正部分	青木一芳(東日本区)訳
2007年 5月	2005・06年改正部分(本文およびガイドライン)	東日本区文献委員会訳(全般的に訳文の見直しを行った)
2007年12月	2007・08年改正部分	東日本区文献委員会訳
2009年12月	2009年改正部分	後藤邦夫(東日本区)訳
2010年10月	2010年改正部分	林 茂博(東日本区)訳 奈良昭彦(西日本区)訳責
2013年 4月	2011・12年改正部分	東日本区文献・組織検討委員会 (主幹:村野 繁委員)訳
2014年 5月	2013・14年改正部分	田中博之(東日本区)訳
2015年 6月	2014・15年改正部分	利根川恵子(東日本区)訳
2016年 6月	2015・16年改正部分	利根川恵子(東日本区)訳
2017年 2月	2016・17年改正部分	利根川恵子(東日本区)訳
2018年 6月	2017・18年改正部分	利根川恵子(東日本区)訳
2019年 6月	2018・19年改正部分	利根川恵子(東日本区)訳
2020年 6月	2019・20年改正部分	利根川恵子(東日本区)訳